

井上奉生記念国内フィールドスタディ 奨励金制度のお知らせ

より多くの学生にフィールドスタディ（FS）に参加する機会を提供することを目的として、国内FS奨励金を設けています。制度概要と主な受給条件は以下のとおりです。

【制度概要】

(1) 給付出願資格：国内FSへの参加を許可された者。

→ 国内FSに応募し、参加が許可されたのち、奨励金申請書等を学部事務に提出します。

(2) 給付額：国内FSの研修費等（研修費、交通費、宿泊費、食費）の金額に応じた額を給付

→ 研修費等の金額によって下記のようにカテゴリーと給付額が決まっており、コース担当の教員が研修費等の額を算定し、カテゴリーを決定します。各コースのFS企画書にカテゴリーと給付する金額（企画時点での予定額）が記載されています。

カテゴリー	A	B	C	D
研修費等の額	10,000円以下	10,001～30,000円	30,001～60,000円	60,001円以上
支給額	0円	1,500円	3,000円	4,500円

(3) 給付時期：研修修了後（奨励金の支給は後払い）

→ 奨励金は、現地実習終了後、事後学習への参加、レポートの提出などコース所定の学習（コースによって異なります）を終えたのちに、指定口座に振り込まれます。（従って、研修費等の全額を一旦は支払う必要があります。）

(4) 国内FS奨励金は、在学中何回でも申請することができます。

【注意点】

1) 4年生は（3月卒業の場合）、I期FSの国内FS奨励金を申請することはできますが、II期FSには参加が許可された場合でも国内FS奨励金の申請はできません。

2) 国内FS奨励金の給付が認められたあとも、以下のような事由に該当すると受給資格取り消しの対象となり、奨励金の給付を受けられません。

ア) 事前学習・事後学習への出席、レポート作成等の義務（コース毎に設定）を怠った場合

イ) 受給対象のFSの単位が不認定になった場合

ウ) 奨励金申請書の記載に虚偽があった場合

エ) FSに参加した翌セメスターに休学、退学、または除籍された場合

オ) 受給申請したFSに参加できなかった場合

カ) その他、奨励金の給付候補者として、適当でないと認められたとき